

議案第 25 号

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和41年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)」を「(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第3条の規定は、延滞金のうち平成27年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。